

令和3年度名古屋市教育委員会第41号議案

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

1 改正内容・理由

(1) 監、参事及び新しい学校づくり推進部の設置並びに子ども応援委員会制度担当部の廃止について

学びの改革、安全安心な居場所づくり、学校における働き方改革を一体的に推進するとともに、子どもを守る機能を強化し、すべての子どもが安心して過ごすことができる学校づくりの推進のため、以下の改正を行います。

ア 学校づくり推進監を設置します。

イ 参事（子ども応援委員会）を設置します。

ウ 新しい学校づくり推進部を設置し、新しい学校づくり推進室を設置します。

エ 子ども応援室及び主幹（生徒指導に係る調整）は新しい学校づくり推進部に属するものとし、子ども応援委員会制度担当部は廃止します。

オ 新しい学校づくり推進部に、以下の主幹を設置します。

（ア）主幹（学校における働き方改革）

（イ）主幹（教育相談体制）

（ウ）主幹（危機管理等）（主幹（教育相談体制）が兼務）

(2) 教務部の組織改正について

主幹（学校における働き方改革に係る特命事項の処理）を廃止します。

(3) 指導部の組織改正について

主幹（学校教育に係る企画調整）を廃止します。

2 関係規則の整理

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則（昭和49年名古屋市教育委員会規則第8号）について、名古屋市教育委員会事務局規則の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

4 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第9号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「、担当部」を削り、「子ども応援委員会制度担当部」を「新しい
新し
学校づくり推進部
い学校づくり推進室」に改める。

第3条教務部教職員課の項第1号中「関すること」の次に「（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）」を加える。

第3条子ども応援委員会制度担当部の項を次のように改める。

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進室

- (1) 学校教育の指導に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 新たな教育制度の調査研究に関すること。

- (3) 安全安心な居場所づくりに関すること。
- (4) 学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。
- (5) 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の室の主管に属しない事務に関すること。

子ども応援室

- (1) 子ども応援委員会制度の実施に関すること。
- (2) 子ども応援委員会制度に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 児童生徒の支援（他の部室の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部室の主管に属するものを除く。）に関すること。

第3条指導部指導室の項第1号中「関すること」の次に「（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）」を加える。

第6条第1項中「、担当部に担当部長」を削り、同条第2項中「規定するところにより」の次に「、事務局に監若しくは参事」を加え、「若しくは担当部」を削り、同条第3項中「、重要事項を処理させるため事務局に参事」及び「若しくは担当部」を削る。

第7条中「、担当部長」を削る。

第9条中第4項を第6項とし、同条第3項中「及び第3項」及び「及び担当部」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項の表主幹を置く部及び担当部の項中「及び担当部」を削り、同表教務部の項中

「

教職員定数 ・給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。	1
	2 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。	
	3 教職員の組織する職員団体に関すること。	
学校におけ	1 学校における働き方改革に係る特命	

を

る働き方改 革に係る特 命事項の処 理	事項の処理に関すること。	1
------------------------------	--------------	---

」

「

教職員定数 ・給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策 の企画及び調整に関すること。 2 教職員の給与その他の勤務条件に係 る連絡調整に関すること。 3 教職員の組織する職員団体に関する こと。	1
---------------	---	---

に改め、同表

」

子ども応援委員会制度担当部の項を次のように改める。

新しい学校づ くり推進部	学校におけ る働き方改 革	1 学校における働き方改革に係る総合 調整に関すること。	1
	教育相談体 制	1 児童生徒の支援体制の調査研究に係 る特命事項の処理に関すること。	1
	危機管理等	1 児童生徒の支援に係る連絡調整に関 すること。	1
	生徒指導に 係る調整	1 生徒指導の調整に係る特命事項の処 理に関すること。	1

第9条第3項の表指導部の項中

「

特別支援教 育	1 特別支援教育の指導に関すること。	1
------------	--------------------	---

学校教育に係る企画調整	1 学校教育に関する諸施策の企画及び連絡調整に関すること。 2 新たな教育制度の調査研究に関すること。	1
-------------	--	---

を

「

特別支援教育	1 特別支援教育の指導に関すること。	1
--------	--------------------	---

に改め、同項

」

を第5項とし、第2項を第4項とし、同条第1項中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改め、同項の表中

「

図書館改革の推進	1 図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。	1
----------	--------------------------	---

」

を

「

子ども応援委員会	1 子ども応援委員会制度に係る総合調整に関すること。 2 前号に掲げる事項に係る予算執行等に関すること。	1
図書館改革の推進	1 図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。	1

」

に改め、同項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

第6条第2項に規定する監の名称、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

名 称	分 担 事 項	監の 数
-----	---------	---------

学校づくり推進監	1 学校教育に関する施策に係る重要事項の企画及び調整に関すること。	1
----------	-----------------------------------	---

- 2 監は、上司の命を受けて分担事項を総括し、教務部、新しい学校づくり推進部及び指導部並びに教育センター及び学校の所属職員を指揮監督する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部改正)
- 2 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則（昭和49年名古屋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項及び第2項中「、担当部」を削る。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市教育委員会事務局規則（抜すい）

改 正 案	現 行
第2条 事務局に次の部、課及び室を置く。 総務部 } (略) 教務部 } <u>新しい学校づくり推進部</u> <u>新しい学校づくり推進室</u> 子ども応援室 指導部 } (略) 生涯学習部 } 第3条 前条の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 (略) 教務部 教職員課 (1) 教職員の人事に関する<u>こと</u> <u>(新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。)</u>。 (2)～(7) (略) 学事課 (略) <u>新しい学校づくり推進部</u> <u>新しい学校づくり推進室</u> <u>(1) 学校教育の指導に係る企画及び調整に関すること。</u>	第2条 事務局に次の部、<u>担当部</u>、課及び室を置く。 総務部 } (略) 教務部 } <u>子ども応援委員会制度担当部</u> 子ども応援室 指導部 } (略) 生涯学習部 } 第3条 前条の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 総務部 (略) 教務部 教職員課 (1) 教職員の人事に関する<u>こと</u>。 (2)～(7) (略) 学事課 (略) <u>子ども応援委員会制度担当部</u>

(2) 新たな教育制度の調査研究に関すること。

(3) 安全安心な居場所づくりに関すること。

(4) 学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。

(5) 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の室の主管に属しない事務に関すること。

子ども応援室

(1)～(2) (略)

(3) 児童生徒の支援（他の部室の主管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部室の主管に属するものを除く。）に関すること。

指導部

指導室

(1) 学校教育の指導に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。

(2)～(6) (略)

学校保健課 (略)

生涯学習部 (略)

第6条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。

子ども応援室

(1)～(2) (略)

(3) 児童生徒の支援（他の部の主管に属するものを除く。）に関すること。

(4) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部の主管に属するものを除く。）に関すること。

指導部

指導室

(1) 学校教育の指導に関すること。

(2)～(6) (略)

学校保健課 (略)

生涯学習部 (略)

第6条 事務局に教育次長、部に部長、担当部に担当部長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。

2 第9条に規定するところにより、事務局に監若しくは参事、部に主幹又は教育長の定めるところにより、課若しくは室に主査を置く。

3 前項に定めるもののほか、施設開設準備その他の臨時的事務を分担させるため部に主幹又は課若しくは室に主査を置くことができる。

4 (略)

第7条 教育次長、部長、課長、室長及び係長は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 第6条第2項に規定する監の名称、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

<u>名称</u>	<u>分担事項</u>	<u>監の数</u>
<u>学校づくり推進監</u>	<u>1 学校教育に関する施策に係る重要事項の企画及び調整に関すること。</u>	<u>1</u>

2 監は、上司の命を受けて分担事項を総括し、教務部、新しい学校づくり推進部及び指導部並びに教育センター及び学校の所属職員を指揮監督する。

3 第6条第2項に規定する参事の分担

2 第9条に規定するところにより、部若しくは担当部に主幹又は教育長の定めるところにより、課若しくは室に主査を置く。

3 前項に定めるもののほか、重要事項を処理させるため事務局に参事、施設開設準備その他の臨時的事務を分担させるため部若しくは担当部に主幹又は課若しくは室に主査を置くことができる。

4 (略)

第7条 教育次長、部長、担当部長、課長、室長及び係長は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条

第6条第3項に規定する参事の分担

事項及びその数は、次表のとおりとする。

表示する 分担事項	分担事項の細目	参事 の数
<u>子ども応援委員会</u>	<u>1 子ども応援委員会制度に係る総合調整に関すること。</u>	<u>1</u>
	<u>2 前号に掲げる事項に係る予算執行等に関すること。</u>	
図書館改革の推進	1 図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。	1

4 (略)

5 第6条第2項に規定する主幹を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

主幹を 置く部	表示する 分担事項	分担事項の細目	主幹 の数
(略)			
教務部	教職員 定数・ 給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。	1
		2 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。	

事項及びその数は、次表のとおりとする。

表示する 分担事項	分担事項の細目	参事 の数
図書館改革の推進	1 図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。	1

2 (略)

3 第6条第2項及び第3項に規定する主幹を置く部及び担当部、その分担事項並びにその数は、次表のとおりとする。

主幹を 置く部 <u>及び</u> <u>担当部</u>	表示する 分担事項	分担事項の細目	主幹 の数
(略)			
教務部	教職員 定数・ 給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。	1
		2 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。	

		3 教職員の組織する職員団体に関すること。				3 教職員の組織する職員団体に関すること。	
					<u>学校における働き方改革に係る特命事項の処理</u>	1 <u>学校における働き方改革に係る特命事項の処理に関すること。</u>	<u>1</u>
新しい学校づくり推進部	<u>学校における働き方改革</u>	1 <u>学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。</u>	<u>1</u>	子ども応援委員会制度担当部			
	<u>教育相談体制</u>	1 <u>児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。</u>	<u>1</u>				
	<u>危機管理</u>	1 <u>児童生徒の支援に係る連絡調整に関すること。</u>	<u>1</u>				
	<u>生徒指導に係る調整</u>	1 <u>生徒指導の調整に係る特命事項の処理に関すること。</u>	1		<u>生徒指導に係る調整</u>	1 <u>生徒指導に係る調整に関すること。</u>	1
指導部	(略)			指導部	(略)		
	<u>特別支援教育</u>	1 <u>特別支援教育の指導に関すること。</u>	1		<u>特別支援教育</u>	1 <u>特別支援教育の指導に関すること。</u>	1
					<u>学校教育に係る企画調整</u>	1 <u>学校教育に関する諸施策の企画及び連絡調整に関すること。</u> 2 <u>新たな教育制度の調査研究に関すること。</u>	<u>1</u>

(略)	(略)		
(略)			
<u>6</u>	(略)		

		<u>ること。</u>	
(略)	(略)		
(略)			
<u>4</u>	(略)		

2 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則（抜すい）

改正案	現行
(補職名) 第3条 教育次長並びに教育委員会事務局に属する部、課、室若しくは係又は公所若しくは公所に属する課若しくは係（係に相当する部を含む。以下同じ。）の長及び職制においてこれらに準ずるものとして定められた職に補せられた職員の補職名は、教育次長及びその所管又は所属する教育委員会事務局に属する部、課、室若しくは係又は公所若しくは公所に属する課若しくは係の名を冠した長又は職の名称とする。 2 事務局付理事、参事、事務局付参事、主幹、事務局付主幹、主査又は事務局付主査に補せられた職員の補職名は、その所属する教育委員会事務局又は教育委員会事務局に属する部、課若しくは室の名を冠した職の名称とする。 3 (略)	(補職名) 第3条 教育次長並びに教育委員会事務局に属する部、<u>担当部</u>、課、室若しくは係又は公所若しくは公所に属する課若しくは係（係に相当する部を含む。以下同じ。）の長及び職制においてこれらに準ずるものとして定められた職に補せられた職員の補職名は、教育次長及びその所管又は所属する教育委員会事務局に属する部、<u>担当部</u>、課、室若しくは係又は公所若しくは公所に属する課若しくは係の名を冠した長又は職の名称とする。 2 事務局付理事、参事、事務局付参事、主幹、事務局付主幹、主査又は事務局付主査に補せられた職員の補職名は、その所属する教育委員会事務局又は教育委員会事務局に属する部、<u>担当部</u>、課若しくは室の名を冠した職の名称とする。 3 (略)